

2018.9

中間期ディスクロージャー誌

平成30年4月1日～平成30年9月30日



●金融店舗一覧

本店	(代) 0197-35-0211	ATM 1台
奥州市江刺岩谷堂字反町362-1		
岩谷堂支店	0197-35-2171	ATM 2台
奥州市江刺大通り5-37		
玉里支店	0197-36-3121	ATM 1台
奥州市江刺玉里字大松沢136-5		

●営農支援センター

本店営農支援センター	(代) 0197-35-0211
奥州市江刺岩谷堂字反町362-1	
玉里営農支援センター	0197-47-3383
奥州市江刺玉里字新田前70	

●店舗外ATM

江刺ふるさと市場	ATM 1台
奥州市江刺愛宕字金谷83-2	
旧愛宕営農センター	ATM 1台
奥州市江刺愛宕字西下川原182	
旧藤里営農センター	ATM 1台
奥州市江刺藤里字上長沢60-1	
旧伊手営農センター	ATM 1台
奥州市江刺伊手字八幡45	
旧米里営農センター	ATM 1台
奥州市江刺米里字八幡35-1	
旧梁川営農センター	ATM 1台
奥州市江刺梁川字二渡1-2	
旧広瀬営農センター	ATM 1台
奥州市江刺広瀬字日渡45-7	
旧稲瀬営農センター	ATM 1台
奥州市江刺稲瀬字谷地1	

選ばれる JAバンクをめざして

皆様には平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

当JAは、奥州市江刺を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営する地域密着型の金融機関です。

当JAの資金は、地域の皆様からお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。資金を必要とする組合員の皆さま方や、地域の皆さま方にご利用いただいております。地域の一人として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

今後とも、より一層の「便利」と「安心」をご提供できるよう努めてまいります。末永いご愛顧をお願い申し上げます。

平成30年11月

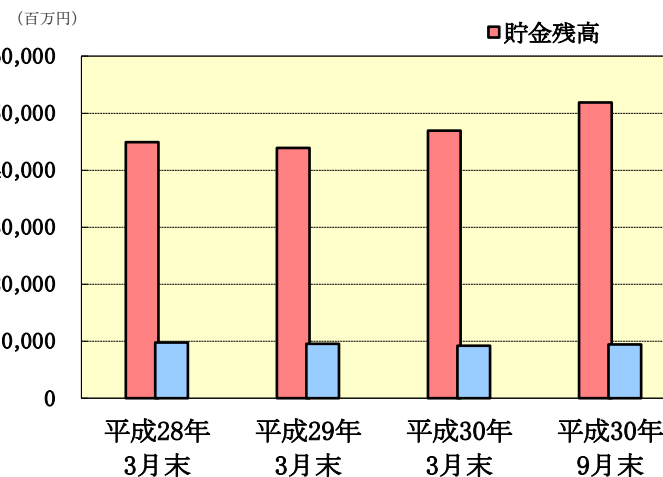
岩手江刺農業協同組合

当JAをご利用いただいている皆さまへ平成30年9月期における、半期情報についてお知らせいたします
(平成30年4月~9月)

(単位：百万円)

貯金残高は	518億4,581万円
貸出金残高は	93億8,156万円
預け金残高は	390億4,093万円
有価証券は	26億7,820万円

■ 貯金・貸出金の推移



科目名	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成30年9月末
貯金残高	44,938	43,920	46,872	51,845
貸出金残高	9,768	9,518	9,243	9,381
預け金残高	29,301	29,807	33,489	39,040
有価証券	4,629	3,137	2,683	2,678

皆様の温かいご支援、ご愛顧により、当JAの半期情報はご覧の内容となりました。過去3年間の業績推移は右に示すとおりです。

自己資本比率の高さが
経営の健全性を証明しています

■ 自己資本比率の状況

	平成30年3月末	平成30年9月末
自己資本額	40億3,635万円	38億2,235万円
自己資本比率	16.42%	14.58%

自己資本比率は、経営の健全性を示す指数の一つで、金融機関の規模に対し元手のお金がどれだけあるかを表し、金融機関が自己責任を果たすための「体力」を示す重要な指数です。

比率が高いほど健全な財務体質であるといわれており、自己資本比率の国内基準が「4.0%」であることから見ても、当JAの経営内容の充実がおわかり頂けると思います。

債権の管理状況

■ 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

債権区分	平成30年3月末	平成30年9月末	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 ①	3	4	1
危険債権 ②	84	156	72
要管理債権 ③	15	15	0
小計 ①+②+③ ④	103	176	73
正常債権 ⑤	9,151	9,226	75
合計 ④+⑤ ⑥	9,254	9,403	149
不良債権比率④/⑥	1.12	1.88	0.76

(注) 百万円単位の表示により、百万円未満を切り捨てて表示していますので、合計金額等が必ずしも一致するものではありません。

金融再生法開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条により次のとおり規定されております。

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- ③「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- ④「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。